

## マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への 対応に関する基本方針

制 定 平成 23 年 1 月 4 日  
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日

阿波市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつま  
して、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以  
下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決  
定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政  
府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨  
むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必  
要な対応を講じます。

### （運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排  
除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の  
特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、  
マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周  
知徹底を図ります。

### （反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって  
対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

### （組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確  
保を最優先に行動します。

### （外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢  
力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をも  
って、反社会的勢力等と対決します。

以 上